

# 第1章 はじめに

---

本章では、計画策定の目的、計画期間、計画対象区域及び計画の位置付けを示します。



# 第1章 はじめに

## 1.1 計画策定の目的

安曇野市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」）は、都市計画法第18条の2に基づき、安曇野市（以下、「本市」）の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

本計画は、まちの将来像を描き、まちづくりの構想とその実現のために必要な方策等を示し、今後のまちづくりの指針とすることを目的とします。

## 1.2 計画期間

本計画は、20年程度先を見据えながら、令和3年度を始期とし、令和12年度までの10年間とします。ただし、今後の社会情勢等をふまえ、必要に応じて、計画の見直しを行います。

## 1.3 計画対象区域

本計画は、都市計画法第5条第1項に基づき県が指定している安曇野都市計画区域を対象とします。ただし、必要に応じて全市的な観点から現状や課題を捉え、計画検討を行っています。

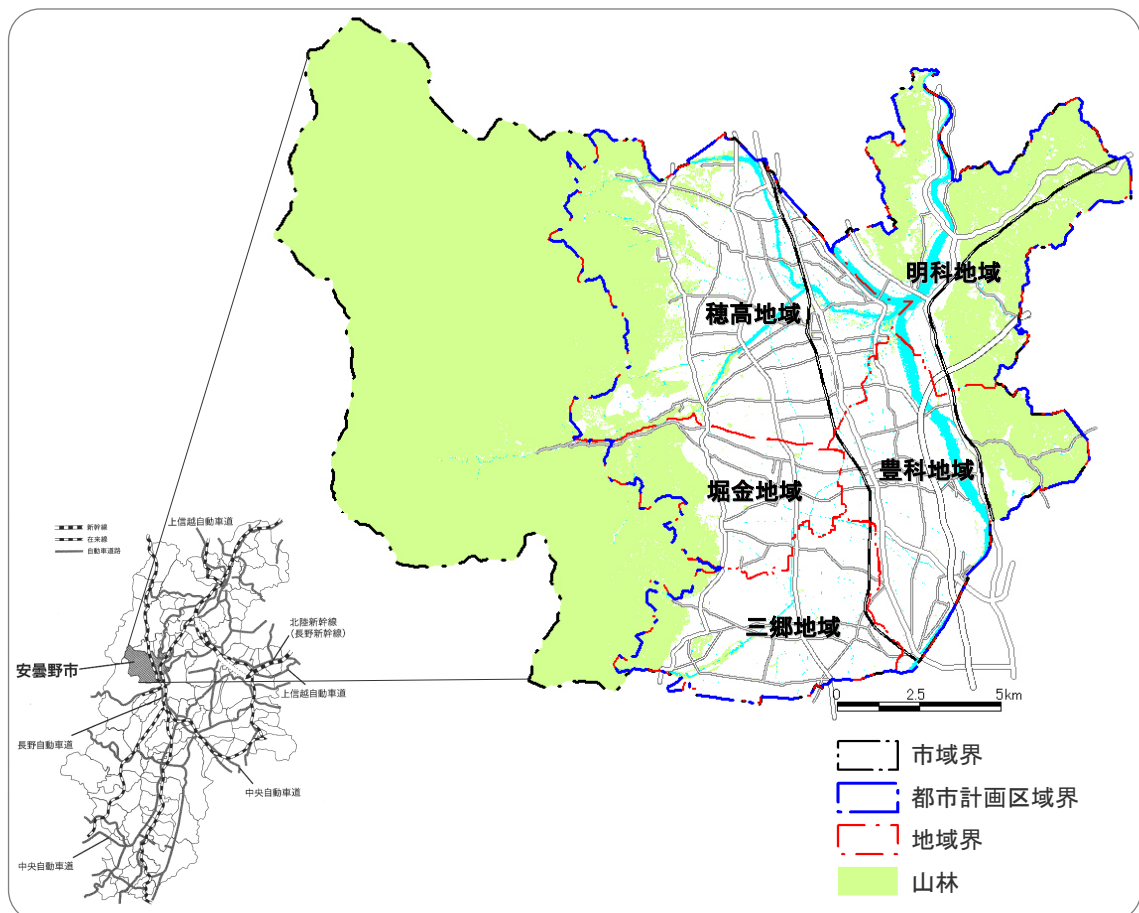


図 本計画の対象区域

## 1.4 計画の位置付け

本計画は、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項に基づき、本市の建設に関する基本構想（安曇野市総合計画）及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（安曇野都市計画区域マスタープラン）に即して定めるものとして位置付けられます。

また本計画は、本市のまちづくりに関連するその他の各種計画の内容とも整合・反映を図りながら、具体的なまちづくりの施策展開につなげていきます。

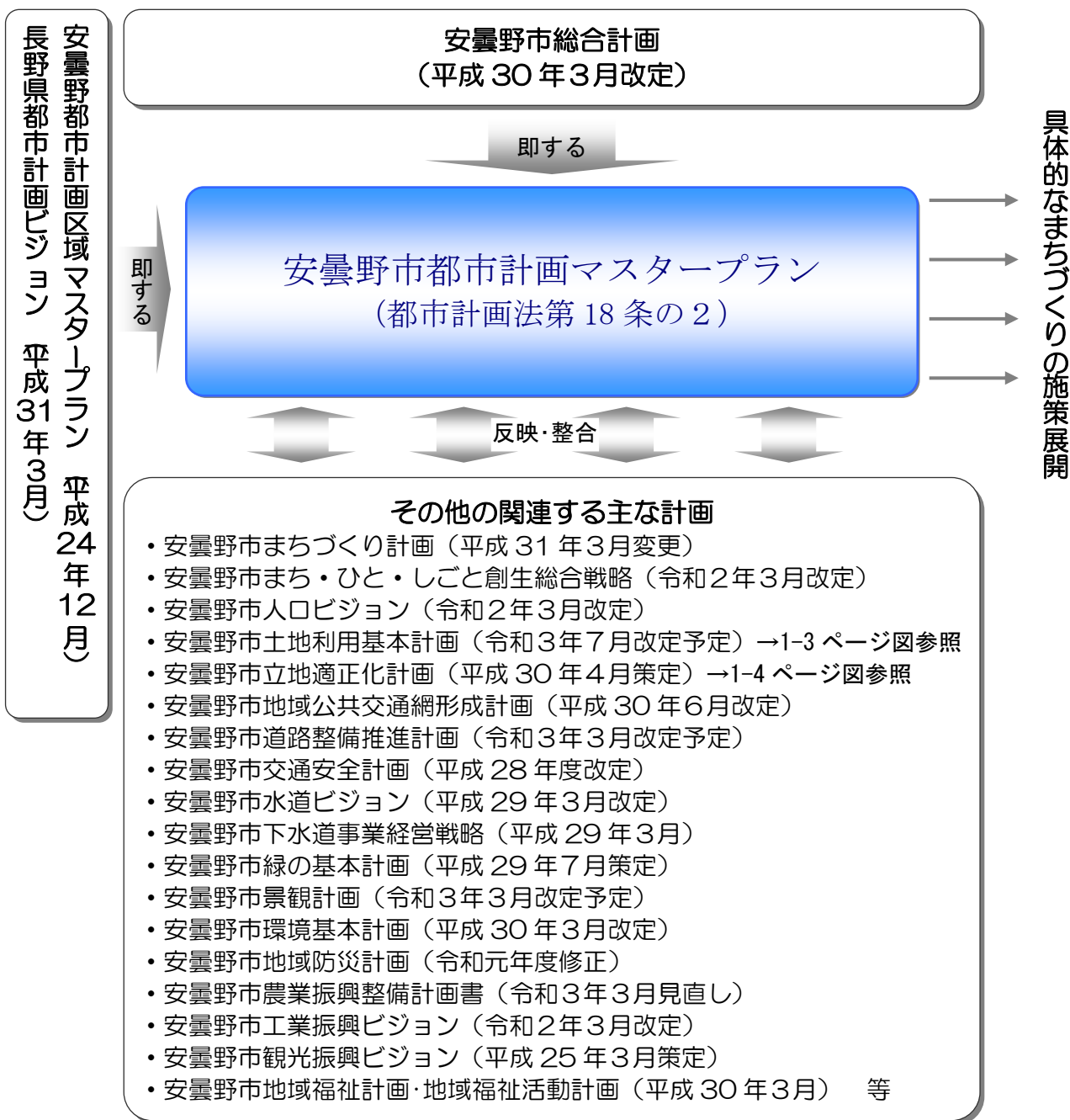
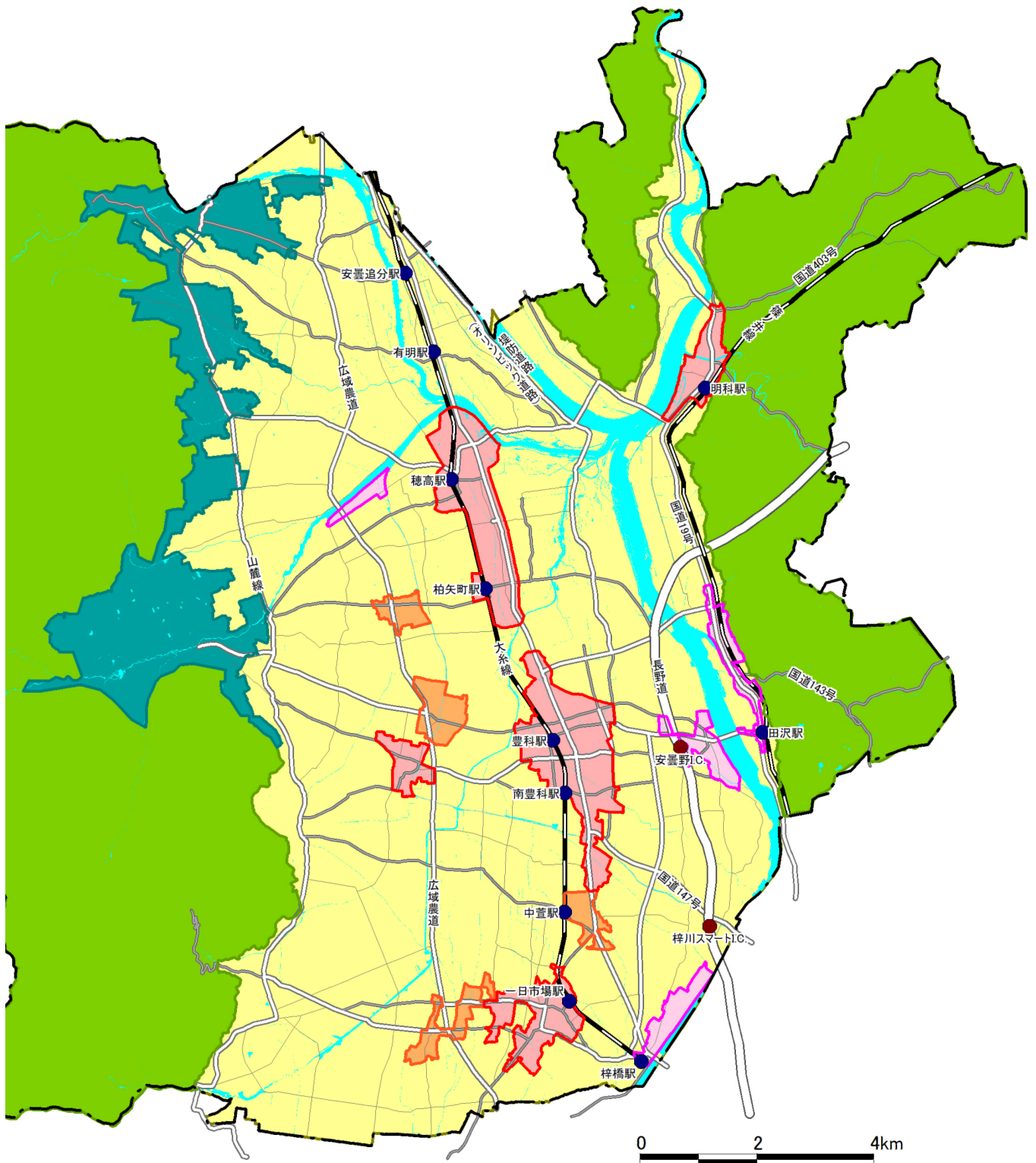


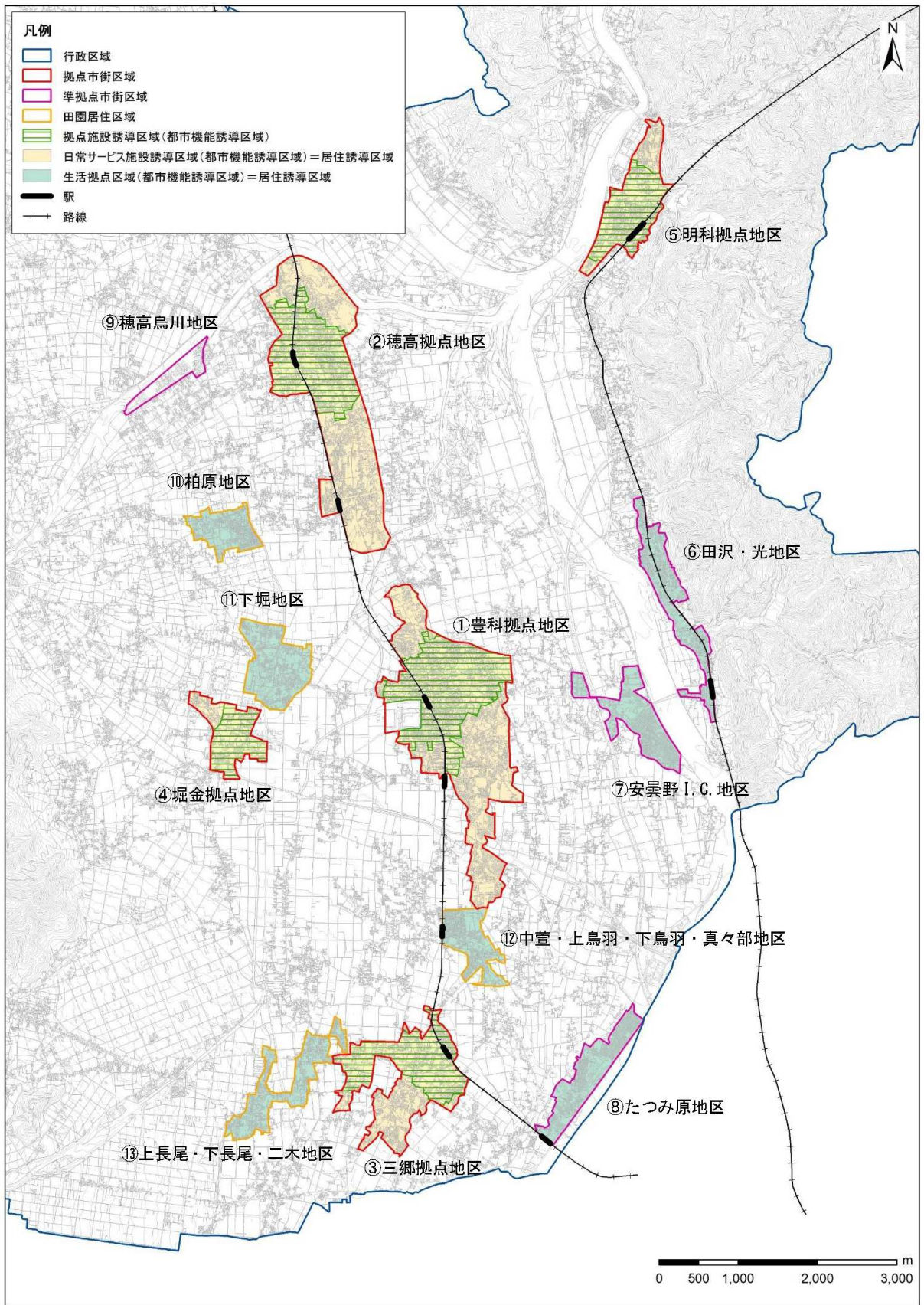
図 安曇野市都市計画マスタープランの位置付け



- 拠点市街区域
- 準拠点市街区域
- 田園居住区域
- 田園環境区域
- 山麓保養区域
- 森林環境区域

資料：安曇野市土地利用基本計画

図 安曇野市土地利用基本計画に基づく設定区域



資料：安曇野市立地適正化計画

図 安曇野市立地適正化計画に基づく設定区域